

⑦ 労働者供給事業。

第 2 章 機 関

第 7 条 本組合に次の機関を置く。

大 会
執行委員会

第 8 条 大会は本組合の最高決議機関であつて、組合員全員で構成し、毎年10月執行委員長が召集する。但し、執行委員会が必要と認めたとき、または組合員の3分の1以上の請求があつた場合は、60日以内に臨時に開かなければならない。大会の議長には、執行委員、会計監査はなれない。

第 9 条 大会は原則として全員出席とし、成立は組合員の3分の2以上をもって成立とする。但し、出席できない場合は『委任状』を認める。

第 10 条 大会召集に際しては、あらかじめ召集の目的・議案・日時・場所及びその他必要な事項を組合員に公示しなければならない。

第 11 条 次の事項は大会の決議、または承認を要する。

- ① 労働協約の締結、改訂。
- ② 運動方針ならびに年度計画。
- ③ 予算及び決算。
- ④ 団体への加盟又は脱退。
- ⑤ 役員を選出。
- ⑥ ストライキ・怠業
- ⑦ 規約の改正。

⑧ 組合員の権利停止、除名と除籍。

⑨ その他の重要な事項。

第 12 条 緊急又は、やむを得ない事情で大会を開けない場合、第9条により成立しなかつた場合は、議案を明示し全組合員の直接無記名投票により大会の決議にかえる事が出来る。

第 13 条 次の事項は執行委員会に付議しなければならない。

- ① 大会決議に基づく重要な運動方針。
- ② 疑義の生じた規約の解釈。
- ③ 規約第4条但し書きによる組合員の承認。
- ④ 追加予算及び臨時納付金の徴収。
- ⑤ その他の重要な事項。

第 14 条 執行委員会で決定した事項について執行委員長は大会に対して責任を負う。

第 15 条 執行委員会は大会と執行委員会の決議を執行し、緊急業務を処理する。また、必要に応じ明番者集会を開催し、組合員の意見を民主的の反映させる措置を講じる。執行委員会の議長は執行委員長が務める。

第 16 条 執行委員会は役員で構成し、執行委員長が必要と認めたとき、又は執行委員の3分の1以上の請求があつたとき執行委員長が召集する。執行委員会は毎月1回以上開催する。

第 17 条 執行委員会は執行委員の3分の2以上の出席をもって成立する。議事は決議権を持つ出席人員の過半数で決め、可否同数の場合は議長が決定する。

第 18 条 執行委員会のもとに次の専門部を置く。専門部長は原則